

I 調査の概要

1 調査の目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

2 調査の範囲

国立、公立、私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び市町村教育委員会とする。

なお、国立の学校には、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校を含む。

ただし、大学、高等専門学校及び国立の学校は文部科学省が直接調査を行う。

※ 本報告書では、上記のうち幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び市町村教育委員会に関する調査結果をまとめている。

3 調査の種類と主な調査事項

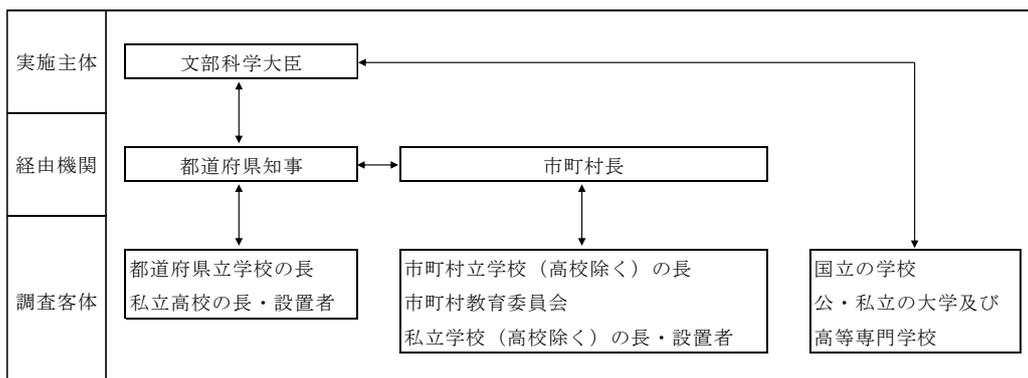
- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 学校調査 | 学校数、学級数、教職員数、園児数、児童生徒数 |
| (2) 学校通信教育調査 | 教職員数、入学者数、生徒数、卒業生数 |
| (3) 不就学学齢児童生徒調査 | 就学免除者数、就学猶予者数、居所不明者数、死亡者数 |
| (4) 学校施設調査 | 土地及び建物面積 |
| (5) 卒業後の状況調査 | 進学及び就職の状況、卒業生数 |

4 調査の期日及び方法

(1) 各調査期日及び報告者

調査区分	調査期日	報告者
学校調査	令和4年5月1日	学校の長
学校通信教育調査	〃	通信制課程を置く高等学校の長
不就学学齢児童生徒調査	〃	市町村教育委員会
学校施設調査	〃	公立の専修学校及び各種学校の長 公立の幼保連携型認定こども園の長 私立学校の設置者
卒業後の状況調査	〃	中学校、高等学校の長

(2) 調査系統



II 用語の解説

1 へき地学校

へき地教育振興法に基づき人事委員会規則によって、指定された学校をいう。

2 単式学級

同学年の児童生徒で編成されている学級をいう。

3 複式学級

2以上の学年の児童生徒で編成されている学級をいう。

4 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の各号に該当する児童生徒（知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者）で編成されている学級をいう。

5 帰国児童（生徒）

海外勤務者等の子どもで、引き続き1年を超える期間海外に在留し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に帰国した児童生徒をいう。

海外勤務者等とは、日本国籍を有する者で、海外に所在する機関、事務所等に勤務するか又は海外で研究・研修を行うことなどを目的として日本を出国し、海外に在留していた者又は現在なお在留している者をいう。

6 準学校法人

私立学校法第64条第4項の規定による専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人をいう。

7 協力校

高等学校通信教育規程第3条により設けられた高等学校をいう。

8 就学免除者及び就学猶予者

令和4年5月1日現在市町村教育委員会から、就学の免除又は猶予を受けている者をいう。

9 学校建物

学校用に建築又は改造した校舎、講堂、屋内運動場及び寄宿舎をいう。学校用に建築したものでなくとも、学校建物として使用するため、黒板をすえ付けるなど、必要な改造を行い、用途を恒久的に学校建物に変更したものは、学校建物とした。

10 進学

中学校及び義務教育学校においては、高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者をいい、高等学校においては、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者をいい、いずれも、進学し、かつ就職した者を含めた。

11 専修学校（高等課程）進学者

中学校、義務教育学校及び特別支援学校中学部の卒業生で、専修学校の高等課程（中学校卒業程度を入学資格とする課程）へ進学した者をいい、進学し、かつ就職した者を含めた。

12 専修学校（専門課程）進学者

専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程）へ進学した者をいい、進学し、かつ就職した者を含めた。

13 専修学校（一般課程）等入学者

中学校、義務教育学校及び特別支援学校中学部においては、専修学校の一般課程又は各種学校（予備校等）に入学した者をいい、高等学校及び特別支援学校高等部においては、専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校（予備校等）に入学した者をいい、いずれも、入学し、かつ就職した者を含めた。

14 就職者

給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就いた者をいう。

無期雇用労働者とは、雇用契約期間の定めのない者として就職した者、有期雇用労働者とは、雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者、臨時労働者とは雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者をいう。

フルタイム勤務相当の者とは、1週間の所定労働時間がおおむね30～40時間程度の者を指す。

Ⅲ 利用上の注意

1 共通事項

分校（園）は本校（園）とは別に調査票を用いて調査しており、本校（園）には含まれていない。

2 学校調査

(1) 学級数は令和4年5月1日現在認可を受け、又は届出をしている等、正規の手続きを完了している学校とした。

(2) 児童・生徒在学者は令和4年5月1日現在当該学校の在学者（1年以上居所不明の者を除く。）として、指導要録が作成されている者すべてであり、外国人を含め、就学猶予等の者は除いた。

(3) 教員の本務、兼務の区別は、原則として辞令面によった。辞令面ではっきりしない場合は給料（又はこれに相当するものを含む。）を支給されている学校を本務とし、それ以外は兼務とした。

(4) 専修学校、各種学校の課程（学科）は、認可を受け、又は届出をしている課程（学科）とし、2以上の課程（学科）に併修している生徒はそれぞれの課程（学科）に含めた。

3 学校通信教育調査

(1) 教職員は、通信教育を開設している学校の通信教育専任者である本務者と、校内で通信制の課程以外を本務としている者及び協力校の教員で兼務者として発令されている者とした。

(2) 令和3年度間に単位修得した者とは、調査日現在在籍するしないにかかわらず令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に当該学校の通信制により1つ以上の科目につい

て単位修得した者（他からの併修者でも単位を修得した者は含めるが、学校で計画した当該科目所定の単位数の一部については修得したが、当該科目所定の全部について修得しなかった者を除く。）とした。

4 学校施設調査

- (1) 2校以上で共同使用している施設は、原則として主として使用している学校の方に記入するが、はっきりしないときは、次の取扱いとした。
 - A 昼間と夜間の学校間→昼間の学校
 - B 昼間の学校間（夜間の学校間でも同様）→毎週使用する時間数の多い学校
- (2) 調査日現在使用されていない遊休施設、危険校舎等のうち、まだ用途廃止の手続きが完了していない学校建物については、調査の対象とした。

5 卒業後の状況調査

- (1) 入学志願者（中学校では、高等学校（本科）の全日制・定時制、高等専門学校、特別支援学校高等部（本科）への入学を志願した者をいい、高等学校では大学（学部）、短期大学（本科）への入学を志願した者をいう。）は、同一人が2校（学部、学科、課程）以上に志願して、そのいくつかの学校（学部、学科、課程）に合格した場合は、実際に進学した方に、また、いずれの学校（学部、学科、課程）にも不合格の場合は第一志望に集計した。
- (2) 職業及び産業分類は、日本標準職業分類、日本標準産業分類によった。

6 震災等に伴う調査事項等の扱いについて

- (1) 学校数
 - ア 被災により移転して開校（園）している学校については、本来の所在市町村の学校として計上した。
 - イ 被災により休校（園）状態の学校については、設置（認可）上の存在の状態に計上した。
 - ウ 被災後、1つの学校が数ヶ所に移転して開校している場合は、設置（認可）上の学校数として計上した。
- (2) 児童・生徒数
調査日（令和4年5月1日）現在において実際に就学している学校の児童生徒数を計上した。

7 その他

- (1) 統計表の記号は次のように扱う。

「－」	計数がないもの及び分母が0のため計算できないもの
「…」	調査していない項目のため該当数値がないもの
「△」	数値がマイナスのもの
- (2) 表中の構成比は、四捨五入のため100%にならない場合もある。
- (3) 本報告書から抜粋又は新たに資料を作成して利用する場合は、「福島県統計課編『令和4年度 学校基本統計（学校基本調査報告書）』から抜粋（又は作成）」と明記くださるようお願いします。
- (4) 本報告書に関するお問い合わせは、下記にご連絡ください。

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県企画調整部統計課
電話 (024) 521-7147 (直通)
E-mail : toukei@pref.fukushima.lg.jp